

第2回府中市行財政改革検討協議会の開催結果

- 1 日 時 平成24年10月11日（木）午前9時30分～午前11時30分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎第1会議室
- 3 出席者 委員側 和気会長、北谷副会長、河北委員、都築委員、都留委員、内藤委員
事務局側 鹿島財政担当参事、佐藤財政課長、梶田行財政改革担当主査、遠藤財政課主任、間宮税務管財部次長、沼尻市民税課長補佐、伊藤諸税係長、安斎納税課長、阿部納税課長補佐
- 4 内 容 (1) 議題
ア 市税のあり方と市税徴収の取組みについて
イ 使用料・手数料の考え方について
ウ 自主財源の確保の取組みについて
エ その他
- 5 配布資料 資料11 市税収入の推移に関する資料
資料12 法人市民税に関する資料
資料13 都市計画税に関する資料（固定資産税の状況含む）
資料14 市税の収納状況に関する資料
資料15 使用料・手数料に関する資料
資料16 府中市の自主財源の確保への取組み
資料17 府中市の競走事業（平和島競艇場）からの繰出金に関する資料
資料18 他自治体における行財政改革の取組み
- 6 傍聴者 なし

第 2 回府中市行財政改革検討協議会 議事発言要旨

ア 市税のあり方と市税徴収の取組みについて

(法人市民税について)

- 法人市民税の法人割の税率は、法人の利益に対するものではなく、法人税額に対する掛け率である。
- 平成 19 年度以降の個人住民税については、税率が 3 段階の累進課税制度から一律 10%に改正され、府中市においては、低所得階層の納税者が多く（課税標準額が 200 万円以下の世帯が約 50%強を占めている）、平成 14 年度と 19 年度を比較し約 40 億の増収となっている。（事務局）
- 法人市民税の法人割の税率 12.3%が資本金等の金額が 1 億円未満の法人等となっている市がある中、府中市が 5 億円未満に設定しているのは、設定当時の市内法人の資本金の状況等を勘案した中小企業への配慮と税の優遇による企業誘致を目的として、資本金等の金額を 5 億円まで広げるという考え方をしたものと捉えている。（事務局）
- 府中市の法人市民税の課税状況は、法人で 5 億円以上 10 億円未満の納税義務者数は 29 社。10 億円以上の納税義務者数は 205 社で、合わせても全体の 5.6%となっている。府中市で法人市民税の法人税割を納めている法人は 1,881 社、均等割（50,000 円）のみの法人が 4,008 社となっている。（事務局）
- 法人市民税について、府中市と同様の設定をしている市や設定が異なる市などの情報収集をしてほしい。
- 企業の立場でみると、市民税と都民税の合計額は法人税の 5%程度なので、負担感は少ないと思う。
- 資本金等の金額を 5 億円未満に設定している市は、府中市と多摩市しかないので、他市と同様に 1 億円に引き下げた方が良い。
- 法人市民税の法人税割については、現在の 3 段階から、多くの近隣市と同様に、2 段階目の 13.5%を取った 2 段階制にした方が良い。
- 企業も市民であるという考え方の中で、企業の社会的貢献度や地域活動が推進されているが、税制面などの金銭面でみると、個人市民税に比べて、かなり低くなっている。
- 税率の変更等については、復興特別所得税による増税や復興特別法人税の創設などの動向にも留意することが必要である。
- 現在、中間層的に利益が上がっている企業は少なく、企業の業績は少数の勝ち組・多数の負け組とで二極化している。そういう点から、利益が上がっている法人に負担を求めるといった考え方があっても良いのではないかと。
- 今後、府中市に企業誘致を行うとした場合、府中市として提供できるような大きさのある土地はないが、企業が来てもらえるような地区計画、都市計画上の制限や用途地域などの変更により、誘致をしていくという考え方で現在も行っている。（事務局）

- 大規模な工場をつくる重厚超大型の産業から、大きな土地を必要としない IT 関連企業が莫大な資産をあげるなど、経済の質が変わってきており、このような状況を踏まえ、企業誘致や土地活用に考慮していく必要がある。
- 企業の勝ち組・負け組は市内の企業間の競争だけでなく、他市企業との競争でもあることから、府中市の税金を上げることで、企業が他市へ流出するなど産業の空洞化を招きかねない面がある。このことから増税には、周辺市とのバランスを考慮し慎重に議論することが必要である。
- 市の財政が厳しくなる中で、税率を標準に戻すのは許されるのではないか。他市より高くなるのは当然あるべきではない。

(都市計画税について)

- 都市計画税総額では、近隣市と比較して上位にいるが、一人当たり税額では順位が下がっている。この状況において、都市計画税条例付則で平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間で 0.2%の税率に特例で引き下げているのは、都市計画税は、目的税のため、都市計画事業の見合いによって税率を見直しており、現在は、市の都市計画事業も以前と比べ、一段落したことから 0.2%としている。今後は、再開発事業や都市計画道路、下水道設備の更新などの都市整備事業を実施見込みのため、目的税の趣旨で考えると、必要な分の税率を定めて課税するということが必要だと考えている。(事務局)
- 今後、都市計画税の税率を上げるにあたっては、将来の都市整備事業の事業費などをシミュレーションし、それに応じて必要な税率の改定であることを市民に説明していくことが必要である。
- 平成 27 年度以降、付則の特例措置の扱いは、前年の 26 年度に適正な税率を設定し、議会に諮る予定でいる。特例措置をやめた場合は、0.3%の本則で課税されることとなる。(事務局)

(固定資産税について)

- 固定資産税評価価額が、原則、公示価格の 70%とするようになっている。(事務局)
- 府中市においても昭和 30 年代に条例をつくって企業誘致をしてきたという実績はある。(事務局)
- 固定資産税は課税標準額と税率によって税額が決まるが、税率は据え置いても、課税標準を上げることで、税額を確保するという考え方については、課税標準は、地方税法で課税標準を計算するまでの過程が基準で定められているため、原則としては、変えることはできない。(事務局)
- 将来的なものを見据え、シミュレーションをちゃんと行った上で、税率をあげる。
- 家屋・土地と償却資産を含めると府中市において、固定資産税の税収に占める法人の割

合は強い

●固定遺産税の課税の仕組みの中で、例えば一定面積に建築できる住戸数を定めるなど制限をすることで、新たな新築分の固定資産税収入は維持し、一方、建築住戸数が制限されたことで、住戸数が増えたことによる人口増の影響を抑え、結果として市の歳出を増やさないようにするなどが市独自でできないか。

(市税の徴収業務について)

- 滞納者の督促の特命チームを作る。
- 国民健康保険税の収納率は67.4%と悪い状況だが、加入者の多くは自営業の方ということもあり、現在の経済状況の中、収入が下がっていることにより納付ができないという状況があると捉えている。(事務局)
- 国民健康保険税を滞納している方にも保険証は交付されるが、未納額が多い場合、半年間で更新していく短期医療証の交付や医療機関窓口で全額負担していただき、後ほど返金する資格証の交付への切り換えという形で納付をしていただけるよう対策をとっている。
- 保険税の未納分等は、その補填を一般会計からの繰入れで穴埋めしている状況である。
- 滞納対策は、費用対効果にも留意することが必要で、その視点でいえば、小口の納税をコンビニで取り扱えるようにするなど、コンビニ収納を更に推進することが必要である。また、嘱託職員の臨時徴収は、嘱託職員を増やしても、徴収額が減少しているが、嘱託職員の人件費として全体で約1,750万円かかっていることから、嘱託職員の必要性(効果)について検討する必要があると考えている。(事務局)
- 嘱託職員による滞納者への納付の働きかけについては、きちんと税金を納めている人が納めなくてもいいのかという影響が出てしまうことや滞納者側も「市が納めるように」と言ってこないのであれば、納めなくていいということに繋がってしまうので、費用対効果以上に抑止力という観点からも必要である。
- 権利と義務との関係でみると、権利のアクションは市民から起こしてくるので、義務のアクションは市から起こさないといけない。
- 嘱託職員の徴収については、従事者のモチベーションにも考慮し、実施方法を総合的に考える必要がある。
- 滞納対策として、臨戸徴収業務で何回説得してもだめであれば、差し押さえや裁判も行うことも必要である。
- 市税徴収率95.3%には、源泉関係の特別徴収分も加わっていることから高い徴収率となっているが、普通徴収のみの納付率は、国民健康保険と対象者が被るところもあるので、国民健康保険税の収納率と同様に悪いのではないか。
- 税率の変更の議論以前に、納税は国民の義務であることから納税させることが原則である。
- 滞納者には、本当に経済的に払えないケースと悪意で払わないモラルハザードの2種類

が考えられる。

- 滞納した場合の延滞金の利率は、府中市の場合、1ヶ月までは4.3%、その後は14.6%の延滞金利率となっている。(事務局)
- 滞納した場合、滞納金も加算され、ますます納税できなくなるというジレンマも抱えている。
- 滞納のケースで善意と悪意の区別ができない。その判断に恣意性が入ってしまうことから、税率や延滞金の利率は一律で決めないといけないという面があるが、延滞金の利率を変えられるなど、なんらかの検討はできないか。
- 滞納対策については、納税してもらうためのシステム作りが重要である。また、併せて滞納者への徹底的な催促などの取組みを組み合わせる必要がある。
- コンビニでお金払うことに対する抵抗感が少ない人も多いことから、コンビニ収納を拡大すべきである。現在は金額が30万円以上は納付できないことや納期限切れの取扱いができないといった制限がある。納期限後の取り扱いについては、府中市の税オンラインシステムとの連動性という問題もあるが、コンビニ収納の拡大に前向きに検討をすすめる必要があると考えている。(事務局)
- 払う人の大半は30万を超えない額だと思うので、その金額をあまり上げる必要性は薄いのではないかと思う。
- お金を納めさせることが絶対条件と考えると、コンビニ収納では延滞金の問題はあっても、払いに来たのに、期限切れていますから市役所へ行ってくださいではなく、まず本税だけでも収納をさせる方向に持っていくべきである。

(人口について)

- 府中市の将来人口は減少傾向にあると捉えてよいか。他市と比べて減少傾向は強いのか。全国的な人口推計では、総人口は減少が見込まれている。年齢別でみると生産年齢人口(15~64歳)の減少と高齢者人口(65歳以上)の増加が見込まれる。府中市においても、同様の傾向ではあるが、マンションの建設等による若年・生産年齢層の人口流入もあることから、全国的な減少までは見込んでいない。(事務局)
- 生産年齢人口は、15歳ではなく、18歳か20歳でみた方がより現実に近いのではないか。特に納税がテーマであれば、より現実に近い年齢構成で設定した人口での一人当たり税額等を資料で検討すべきである。
- 人口の増加は、収入の増加に繋がるが、一方では、扶助費が増加するというのを念頭に置き、総合的に考えていく必要がある。

イ 使用料・手数料の考え方について

(使用料・手数料について)

- 市の駐車場や駐輪場が、受益者負担の原則から考えて、ある一定の利用時間を超えた場合はすべて有料にしたほうが良い。せめて、駐輪場等の整理に係る人件費は賄う必要がある。
- 振興会館は中小企業勤労者のサービス公社や交通安全協会、防犯協会など、ふれあい会館は、社会福祉協議会とシルバー人材センターに貸し出しており、主に場所を提供することで市が推進する取組みを推進していただく施策的な位置づけとなっている。(事務局)
- 健康増進指導使用料は、保健センターのトレーニング室など、健康増進事業に係る使用料となっている。(事務局)
- 女性センターについては、住吉文化センターが近くにもあるという点から、役割の共存も含めて、検討していく必要がある。市に権利があるスペースであれば、その場所を他に貸せばいいという考え方もできる。
- 公共施設では、役割の重複なども含めて、スクラップ・アンド・ビルドが必要である。
- 市民聖苑の使用料はあまりにも安くないかという気がするので、近隣と比べながら、使用料の再検討が必要と思う。
- 本協議会の公共施設の見直しにあたっては、特定の施設に焦点を当てるより、施設に対する全体的なルール作りをすることが必要である。
- 本協議会においては、生活感覚に基づき特定の施設についての意見を言うて構わないと思う。しかし、その前提としては、全体を見たときに、どういう基準でどう見直すのかという一定のルールを決めないといけないと思う。
- 全体的なルールに基づく公共施設の見直しの議論にあたり、市民や経済状況などいろいろな面で変化が起こっていることから、改めて使用料や手数料を大幅に見直しを行うことが必要である。

ウ 自主財源の確保の取組みについて

- 次回、議題へと先送りすることとした。

エ その他

- 市債・基金残高の今後の見込み・活用については、今後の協議会の議題とした。
- 次回会議 平成24年10月11日(木)午前9時